2008年4月改定

香川県火災共済協同組合

企業の安定とご家族の安心のために

火災共済

共済の特色

① 掛金が割安です
② 共済事故調査・支払いを迅速におこないます
③ 地域に密着した商工会議所・商工会・事業協同組合等を通じて販売

さまざまな事故からお客様の財産をお守りいたします。

お支払の対象となる事故

1 火災
失火やもらい火または放火による被害

消防活動による水ぬれ・破壊などを含みます。

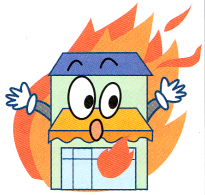

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災による損害については地震火災費用共済金を除き、共済金は支払われません。

2 破裂・爆発
ボイラの破裂やプロパンの爆発など

3 落雷
落雷による建物・ガラス・テレビなどの損害

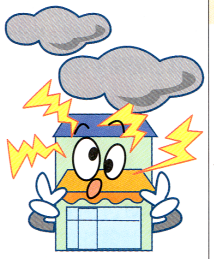

建物のみのご契約では、家財、設備・什器、商品・製品等の損害は補償されません。

4 風災・ひょう災・雪災
窓ガラス・屋根の破損など

吹き込みまたは雨漏りなどによる損害は除きます。

共済の目的の損害の額が20万円以上の場合に限ります。ただし付属物は対象外とします。

5 飛来・落下・衝突
自動車・物体の飛び込みなど

ご契約者および被共済者の車両等の衝突を除きます。

工場物件については、共済の目的の損害の額が20万円以上の場合に限ります。また、被共済者の敷地内から発生する事故は除きます。

6 水ぬれ
給排水設備に生じた事故などによる

凍結による事故などを含みます。

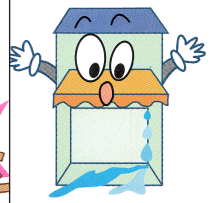

給排水設備自体に生じた損害および、老朽化が原因の場合は除きます。

7 暴行・破壊
騒じょう・労働争議などによる

工場物件については、共済の目的の損害の額が20万円以上の場合に限ります。

8 盗難
盗難による建物のき損・破損、家財・預金の屋内での盗難など

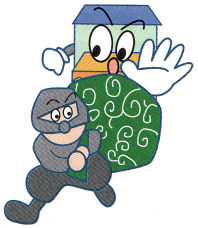

現金・預貯金の盗難については、下記「※1盗難の補償内容」をご覧ください。
商品・製品等は盗難の対象外となります。

9 水災Ⅰ
台風・こう水・豪雨・高潮などによる

ただし付属物は対象外とします。

建物または家財のそれぞれの時価の30%以上の損害

浸水による損害の場合で、建物または家財のそれぞれの損害額が時価の30%以上となる場合を除き、共済金をお支払する対象にはなりません。

お支払共済金＝損害額×共済金額／時価額×70%

水災Ⅱ

床上浸水または地盤面から45㎝をこえる浸水による損害

ただし、1回の事故につき1構内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。

お支払共済金＝共済金額×5%（最大）

共済種類・補償範囲

- 普通火災共済（住宅物件・普通物件）：1〜5
- 総合火災共済（住宅物件・普通物件）：1〜9
- 普通火災共済（工場物件）：1〜6

住宅物件……単に住居のみに使用される建物
普通物件……店舗、事務所、併用住宅、小規模工場の建物、家財、設備、什器、商品等
工場物件……一定規模以上の工場構内にある建物および屋外設備装置、機械、原材料製品等
※詳細につきましては、当組合までご照会ください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
臨時費用	●	●	●		●	●	●		
残存物取片付費用	●	●	●		●	●	●		
失火見舞費用	●	●	●						
傷害費用（工場物件を除く）	●	●	●						
修理付帯費用（住宅物件を除く）	●	●	●						
損害防止費用	●	●	●						
地震火災費用	●								

左記費用は上記お支払いの対象となる事故に付帯する範囲です。

被災時の思わぬ出費をカバーする費用共済金およびお支払いする費用

臨時費用
共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いいたします。ただし、1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。

残存物取片付費用
共済金の10%の範囲内で残存物の取片付に要した実費をお支払いいたします。

失火見舞費用
共済の目的が出火元で他人の所有物に損害を与えたとき「20万円×被災世帯数」をお支払いいたします。
※ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

傷害費用
被共済者またはその親族、使用人に次の被害があったとき。
死亡・後遺障害（事故の日から180日以内）共済金額の30%
重傷（14日以上の入院または30日以上の医師の治療）共済金額の2%
※住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です。非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1構内ごとに5,000万円が限度です。

修理付帯費用
損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いいたします。ただし、非住宅物件に限ります。
（1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。）
※ただし、組合の承認が必要となります。

損害防止費用
損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。
（例）応援消防隊のガソリン代、消火薬剤の再取得費用等

地震火災費用
地震・噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき。
ただし、付属物は対象外とします。
（イ）建物が共済の目的の場合は、半焼以上または建物の床面積の20%以上の損害となったとき。
（ロ）家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき。
（ハ）共済の目的が設備、什器または商品・製品の場合は、これらの収容する建物等が半焼以上となったとき。
共済金額×5%
（ただし1構内ごとに300万円が限度です）

※1 盗難の補償内容

家財、設備・什器等をご契約の対象とされた場合、現金および預貯金証書の盗難の際には以下の金額を限度として共済金をお支払いします。

ご契約の対象		お支払い限度額	
	用途	現金の盗難の場合	預貯金証書・キャッシュカードの盗難により現金が引き出された場合（ただし、預貯金先への届出が条件となります）
家財	生活用	20万円	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
設備・什器類	業務用	30万円	300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額

注意 商品・製品等をご契約の対象としていただいても、上記の共済金のお支払いの対象とはなりません。

共済金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては、共済金等をお支払いいたしません。

- ご契約者や被共済者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ご契約者または被共済者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質、放射能汚染による事故
- 火災等の事故の際における紛失、盗難
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火等による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火等による火災損害、または地震・噴火等で延焼・拡大した損害も補償されません。）ただし、地震火災費用を除きます。
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 風、雨、ひょう、砂じんなどの吹き込みや雨漏りなどによる損害
- ご契約共済対象目的の瑕疵
- 偶然、外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故による損害
- 共済掛金領収前に生じた損害（継続時の口座振替特約を付した契約を除きます。）
- 価格が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品等、または設計書、図案、帳簿等について申込書に明記しなかった場合
- 風災、ひょう災、雪災の場合で損害額が20万円に満たない場合
- 水災の場合で損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水に至らなかった場合（住宅の場合）など

ご 注 意

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については「重要事項説明書・約款」をご覧ください。
  また、ご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合には、すみやかにご契約の代理所または当組合にご連絡ください。
  なお、ご連絡が遅れますと共済金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。

事故のご連絡・共済に関するお問い合わせ・ご相談は

香川県火災共済協同組合

〒760－0066
高松市福岡町2丁目2番2－501号 香川県産業会館５階
TEL 087(851)3208　FAX 087(851)6287

共同引受先　全日本火災共済協同組合連合会

取扱代理所